

モビリティ・マネジメントによるエコ通勤社会実験

公募要領

本実施要領は、社会実験の実施主体（応募主体）となる企業、事業所等を対象として、社会実験の募集に当たっての留意事項や実験実施に関する手続等を定めたものです。

1. 背景

現在、京都議定書発効（2005年2月）から約4年が経過し、同議定書に基づく我が国のCO₂排出削減目標の達成においては、運輸部門からの排出量を2010年に2.4億トン（1990年比+11%）とするという目標に対し、2006年の排出量で2.5億トン（1990年比+17%）となっており、CO₂排出量抑制において、国、地方公共団体、事業者、国民が更なる取り組みを行っていく必要がある状況にあります。

特に、CO₂排出量の運輸部門が占める割合は2割と大きく、そのほとんどが自動車交通による排出であり、非経済・非効率な自動車交通の抑制等は、社会経済面・環境面からみても対応が急務となっています。

なかでも朝夕の交通渋滞の要因の一つであり、代替手段のあるマイカーによる通勤車両の増加への対応は課題となっています。これを改善していくためには、自動車からの交通手段の転換が重要であり、企業・個人等のライフスタイルやビジネススタイルの改善や自発的な意識改革（MM）等が望まれます。しかしながら、嗜好性・利便性の高いマイカー通勤からの転換は、個人の努力だけでは対応できないことから、行政・企業・従業員等が適切な役割を担い連携し実施・拡大していくことが必要であり、特に企業等としても環境対策に積極的に取り組んでいくことは社会的責任（CSR）の立場からみても重要となっています。

また、昨今、国民や企業等も環境問題に対する意識が高まりつつあり、「エコバック」「ゴミの分別」等、様々な身近な取組は進められているものの、これからの環境問題に適切に対応し、目標を達成していくためには、国レベルの取組に加え、地域の実情に応じた地方公共団体、種々の知恵を活用した民間事業者や国民等の積極的な取組や協力が必要となり、特に先進的な取組を行おうとする意欲のある企業等の果たす役割は重要となります。

一方で、エコ通勤は地球環境対策としてだけでなく、従業員にとってはメタボ対策等の健康増進等としての効果があり、また企業においても通勤駐車場の削減による余剰空間の有効活用や通勤手当の削減等のメリットもあります。

2. 実施方針

環境省では、「京都議定書目標達成計画」にも位置づけられている通勤交通マネジメントに関し、新たに「モビリティ・マネジメント（MM）によるエコ通勤」として定着する具体策に向けて取組意欲のある企業や事業所及び自治体等も含む複数の法人等から構成されるプロジェクトチーム等に対して、本格導入を推進する社会実験の実施に対して効率的かつ集中的な支援を行っていきます。

3. 募集する社会実験のイメージ

募集するエコ通勤社会実験のイメージは以下とおりです。（詳細は、「別添-2」を参照）

【募集する社会実験のイメージ】

- マイカー通勤の抑制を図る先進的な取組
 - ・ 自転車を活用した「ライド・トゥ・ワーク」の推進
 - ・ 駅や寮等を拠点とした通勤バス運行の拡大
 - ・ フレキシブルな通勤手当の支給モデルによるエコ通勤の推進
 - ・ エコカーの導入拡大によるエコ通勤の推進
 - ・ 相乗り通勤の推進によるマイカー通勤台数の削減 等
- 複数企業や地域等で取り組むことにより相乗的な効果が期待される取組
 - ・ 特定地域における重点的なエコ通勤の推進
 - ・ ノーカーデーの拡大によるエコ通勤の推進 等
- その他（エコ通勤をビジネスとして支援しようとする取組）
 - ・ 駅を拠点とした「通勤サイクルシェアリング」
 - ・ エコ通勤を支援する「エコ通勤サービスプロバイダー」 等

4. 社会実験の実施主体の選定

(1) 選定方法

応募された社会実験計画は、募集期間終了後、有識者からなる「モビリティ・マネジメントによるエコ通勤社会実験検討委員会（座長：原田昇 東京大学大学院教授）」の意見を踏まえて、環境省により審査・選定されます。

(2) 選定の観点

選定の観点は、応募された社会実験の内容等を以下の①～⑤までの視点を総合的に判断することとします。

- ① 導入施策による効果として十分な環境改善効果が見込める実施主体であること
- ② 導入施策が環境面からみて先進的なエコ通勤の取組が含まれる事業内容・施策内容または拡充・高度化によりエコ通勤に係わる施策の向上が図られる事業内容・施策内容であること
- ③ 実現可能性が見込まれ、継続的に実施可能な事業内容等であること
- ④ 将来的に他地域等との連携や拡大を見込むことにより施策目標の達成を目指す事

業内容であること

- ⑤ 社会実験実施期間において環境改善効果を見込んでいる実験計画であり、特に十分な環境改善効果が早期に見込まれる事業内容・施策内容であること

なお、社会実験の実施主体の選定結果については、環境省（水・大気環境局）から応募者（応募窓口）に通知します。

5. 社会実験の実施手順と公募スケジュール

5-1. 社会実験の実施手順

社会実験の公募は、以下の手順で実施します。

- ① 応募者（応募主体）は公募募集期間に、社会実験計画等を環境省（水・大気環境局）に応募する。
- ② 環境省は応募された社会実験計画の内容等を審査する。
- ③ ②の審査結果に基づき、環境省が社会実験の実施主体等を選定し、選定結果に応募者に通知する。
- ④ 環境省（水・大気環境局）と所定の事務手続きを行う。
- ⑤ 実験計画に基づき、実施主体（応募主体）は社会実験を実施する。
- ⑥ 社会実験終了後、実施主体（応募主体）は、社会実験の結果報告等を行う。
なお、次年度以降はフォローアップを実施する。
- ⑦ 環境省は社会実験の実施に関する調査費等の委託料の支払い（支援）を行う。

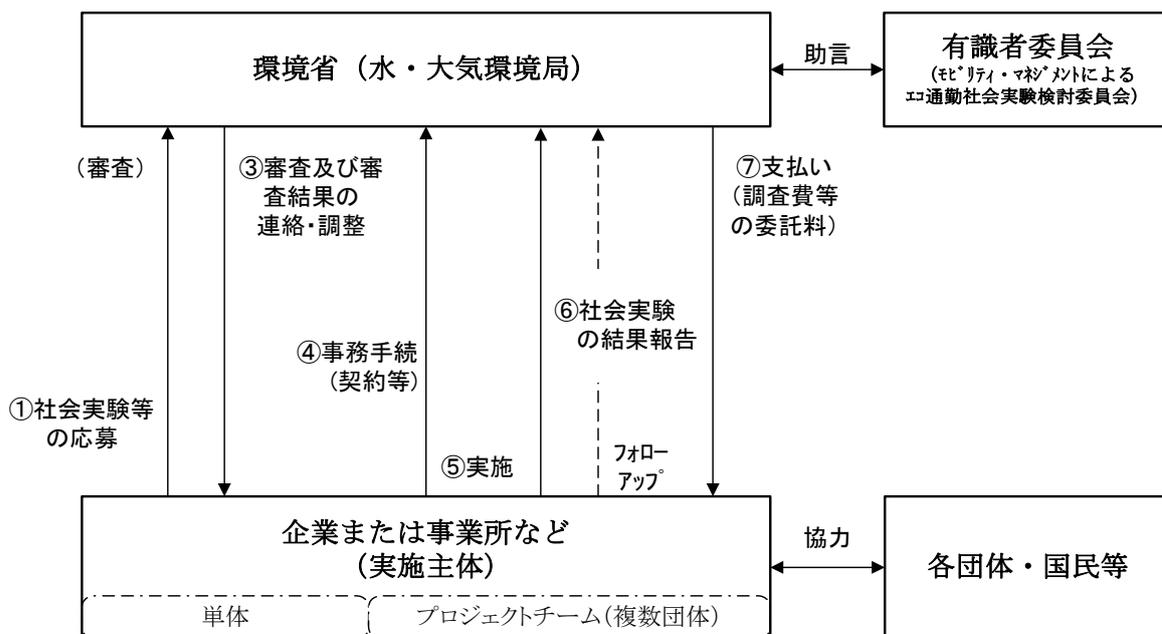


図1 公募のスキームと手順

5-2. 公募スケジュール（予定）

公募に関する全体スケジュール（予定）は、以下の通りです。

- ① 公募募集期間（受付期間）・・・・・・・・・・平成21年3月2日～3月10日
- ② 審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年3月末
- ③ 社会実験の実施主体の決定（公表）・・・・平成21年4月
- ④ 事務手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年4月～5月
- ⑤ 社会実験の実施・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年6月以降
(最長、平成22年2月末までを想定)
- ⑥ 実験結果の報告・・・・・・・・・・・・・・・・平成22年2月末

6. 社会実験の応募

6-1. 社会実験の応募者（応募主体）

以下の①から③のいずれかに該当すれば応募することができます。

- ① エコ通勤に自ら取り組む法人
- ② 複数の事業所等から構成されるプロジェクトチーム
- ③ エコ通勤をビジネスとして支援しようとする法人

なお、法人であれば本社でなく工場・事業所等の単位での応募も可能です。また、地方公共団体を構成員に含むプロジェクトチームが応募することは可能ですが、地方公共団体が直接の受託者となることはできません。

6-2. 社会実験の応募方法

(1) 応募の手続

応募者は、社会実験計画を記載した応募書類（別添-3（様式-1 から様式-5））を作成し、以下の担当部署に郵送で提出して下さい。

なお、事前募集に応募している場合、応募書類に変更が無い場合は「様式-2」から「様式-5」を省略し、「応募申請書」のみを提出して下さい。

【担当部署（受付窓口）】

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 担当 金崎

〈所在地〉 〒100-8975東京都千代田区霞が関1-2-2（合同庁舎5号館23F）

〈連絡先〉 TEL：03-5521-8303

FAX：03-3593-1049

【受付期間】 平成21年3月2日（月）から3月10日（火）の17時（必着）

(2) 応募書類

上記で定める期間までに、応募者は以下の書類を正（1部）・副（2部）及びその電子媒体（1部）を作成し、送付して下さい。

- ① 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式-1】
- ② 応募主体等の概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式-2】
- ③ モビリティ・マネジメントによるエコ通勤社会実験計画・・【様式-3】
- ④ 社会実験計画の実施箇所図・・・・・・・・・・・・・・・・【様式-4】

⑤ 社会実験に係わる費用の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式 - 5】

6-3. 応募書類

(1) 応募申請書

応募者は、申請者（法人の所在等）、応募に関する代表窓口となる応募窓口（担当者）や連絡先、応募主体（「単体」または「複数（プロジェクトチーム）」のいずれかで社会実験を実施する旨の申請）等、応募申請に関する必要事項を「様式 - 1」に記載して下さい。

なお、事前募集に応募している場合にも、「応募申請書」は再度提出して下さい。

(2) 応募主体等の概要書

応募者は、社会実験を実施する法人の概要を「様式 - 2」に記載して下さい。

また、複数の企業・事業所等で取り組む場合は、参加する各々の法人毎に記載して下さい。

なお、サービスプロバイダーの場合は、応募主体自身（応募者）の「現在の従業員の通勤手段等」は省略し、参加を予定している企業等の「従業員数」「事業所・工場等の数」「現在の従業員の通勤手段等」については、記入可能な範囲で必ず記載して下さい。

(3) 社会実験計画の内容

応募者は、社会実験計画を「様式 - 3」から「様式 - 5」に記載して下さい。なお、社会実験期間は、最長でも平成 22 年 2 月末までとし、その期間内に実験施策の実施及び環境改善効果の計測ができるように設定して下さい。

【様式 - 3】（モビリティ・マネジメントによるエコ通勤社会実験計画）

① 実験目的及び現状の課題の欄

社会実験の主たる実施目的及び対象事業所・地域等における現況の通勤に対する課題や社会実験として検証する部分等（仮説に基づいて明らかにしようとする部分）を具体的に記載して下さい。

② 実験対象エリア等の欄

社会実験を実施しようとする地域または対象となる事業所の所在地等の名称を、市区町村単位で記載して下さい。

なお、1 市区町村がエリアとなる場合、複数の市区町村がエリアとなる場合、県境をまたぐ複数の市区町村がエリアとなる場合等がありますので、効果を期待・発揮するエリアを分かりやすく記載して下さい。また、複数の企業・事業所で取り組む場合も、この欄に連携する企業・事業所を記載して下さい。

また、対象事業所における対象事業規模等も記載して下さい。

③ 改善効果の欄

社会実験の実施施策により、どのような環境改善が見込まれるか、どの程度でマイカー通勤車両の削減や CO₂ 排出量の削減が見込まれるか等、具体的な環境改善効果に寄与する内容及び改善目標を記載して下さい。また、可能な限り定量的な目標値や目標となるアウトカム指標等を設定して下さい。

その他、エコ通勤施策を実施することによる、その他の波及効果等（企業・従業員等へのメリット）も併せて記載して下さい。

④ 環境改善効果等を把握する方法の欄

③で記載した環境改善効果等を把握するための調査手法等を記載して下さい。

なお、事前・事後に通勤手段の転換等を把握するためのアンケート調査等は、必ず必要となります。

⑤ 全体スケジュールの欄

⑥で記載する社会実験の実施に向けて現段階で想定しているスケジュールを記載して下さい。

なお、準備期間、実験の実施、効果把握、実験終了後の本格運用等に向けた予定等、社会実験の実施を含めた全体スケジュールを記載して下さい。

⑥ 社会実験の概要（実施施策）の欄

実験対象エリア内で社会実験として実施する各々の施策について、以下の a～d の 4つの項目を記載して下さい。

a. 社会実験期間

：社会実験として実際に施策を実施する期間を記載して下さい。

なお、実験実施は平成 21 年 6 月から平成 22 年 2 月を最長期間とし、その期間内で実験実施及び効果把握が可能な期間を設定して下さい。

b. エリア内で実施する施策の内容と実施主体等

：社会実験として実施する施策及びその内容を記載して下さい。その際、実施主体や実施施策毎の詳細の実施方法を記載して下さい。

c. エコ通勤を実現するために特に効果的と考える施策・理由等

：社会実験として実施する施策のうち、マイカー通勤から転換を図る上で、最も実現性が高く、効果的と思われる実験計画のポイントについて記載して下さい。

d. 環境省から支援を受けようとする内容

：社会実験を実施する上で支援を受けようとする内容（実験費目やモビリティ・マネジメントの実施に向けた補助・支援内容等）を具体的に記載して下さい。

なお、支援を受けようとする内容に対する費用の内訳は、「様式-5」に記載するため、ここでは項目のみを記載して下さい。

なお、上記内容について応募時点では実施施策が調整前であるなど、実現可能性が必ずしも高いとはいえない施策であっても、応募時点では記入可能な範囲で記載して下さい。

【様式 - 4】（社会実験計画の実施予定箇所図）

応募者は、「様式 - 3」の社会実験の概要の欄に記載した実施施策を、「様式 - 4」に平面図として記載して下さい。このとき、対象地図の縮尺を「様式 - 4」の下側に示して下さい。

【様式 - 5】（社会実験に係わる費用の内訳）

応募者は、「様式 - 3」の社会実験の概要（エリア内で実施する施策の内容と実施主体等）の欄に記載した社会実験に係わる全ての費用を「イニシャルコスト（社会実験

の実施期間で費用に変動が無い費目)」「ランニングコスト (社会実験の実施期間で費用に変動が有る費目)」に分け記載して下さい。

(4)その他

なお、応募書類の各様式の記載内容等については、「別添-4_応募書類記入例」を参考に記載して下さい。

7. 社会実験計画の策定

7-1. 計画策定

実施主体は、社会実験期間、エリア内で実施する事業内容や実施施策の内容と実施体制、環境省から支援を受けようとする内容・費用等を明確にし、関係機関等と合意した上で、社会実験計画を策定して下さい。

なお、実施主体は、社会実験計画の詳細や支援を受けようとする内容等に関して必要に応じて環境省（水・大気環境局）と相談して下さい。

7-2. 計画の変更

(1)計画の変更

社会実験の実施に当たり、実験計画に記載された内容の変更が生じる場合には、変更内容を実施主体で合意し、変更する計画等を「様式-3」から「様式-5」に記載した上で、環境省（水・大気環境局）に報告し、承認を得てから計画等の変更を行って下さい。

(2)計画の変更手順

実施主体は、必要に応じて変更作業中の社会実験計画の内容等、環境省から支援を受けようとする内容・費用等について、環境省（水・大気環境局）と予め相談して下さい。

8. 社会実験の実施

(1)実施主体

実験計画に記載された実施主体が社会実験を実施して下さい。

(2)環境省の支援

環境省は、社会実験として選定する実施主体数にもよりますが、予算内で1社会実験当たり上限2,000万円程度を目安とした集中的な支援（調査費等の委託）を行います。

〔集中的な支援の例：通勤手段の変更及び通勤用駐車場の管理の徹底による通勤自動車の削減によるエコ通勤の実施（「別添-3」の内容の場合）〕

《支援費用の総額》：1,800万円

《費用内訳》：〈イニシャル・コスト〉

- ・ シャトルバス運行のためのバス停の仮設置費用
- ・ 自転車通勤者の駐輪場整備及び付帯施設整備等の仮設置費用 等

〈ランニング・コスト〉

- ・ シャトルバス運行委託費用

- ・ 駐輪場付帯施設等の維持管理費用として 等

また、社会実験の実施に際し、実施主体が実施しようとするモビリティ・マネジメントに係わる補助的な支援も併せて実施します。

- ・ TFP アンケートの雛形の提供 等

(3) 社会実験の実施

実施主体は、環境省（水・大気環境局）と所定の手続きを行い、調査業務等の委託契約を行い、社会実験を実施して下さい。

(4) 社会実験による効果把握等

実施主体は、「様式-3」の環境改善効果等の欄に記載した社会実験による環境改善効果等の把握、実施施策や全体計画の課題・改善点等を計測して下さい。

なお、社会実験の実施前後における通勤手段転換に関するアンケート調査等については、必ず実施して下さい。

また、実施した社会実験の成果等について報告して頂きます。

9. 社会実験終了後のフォローアップ

実施主体は、「京都議定書目標達成計画」の目標達成に向けて、「様式-3」の改善効果の欄に記載した目標値等への達成状況を把握するため、同様式の改善効果等を把握する方法の欄に記載した方法により、平成 22 年以降も環境改善目標に対する評価（進捗状況と目標の達成度等）等、社会実験終了後の実施施策のフォローアップと環境省への報告をお願いする場合があります。

10. その他

事前募集に応募した際の提出書類等に変更点がある場合には、「応募書類」一式を再度提出するか、変更した様式を「応募申請書」と併せて送付してください。

(以上)